

健康長寿とちぎづくり推進県民会議 会員登録要領

(目的)

第1条 健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約（以下「規約」という。）第3条第2項に定める県民会議会員（以下「会員」という。）の登録要件及び登録方法については以下のとおりとする。

(会員登録要件)

第2条 会員は、規約第5条に定める取組を行う者であって、以下の各号を全て満たすものであることとする。

- (1) 健康増進法、労働安全衛生法、労働基準法、その他の法令について重大な違反をしていないこと。
- (2) 反社会的な団体又はその構成員と密接な関係を有しないこと。

(会員登録)

第3条 会員登録しようとする企業・団体等（以下「登録申込者」という。）は、別に定める会員登録申込書に必要な事項を記載の上、会長に提出するものとする。

(審査及び登録)

第4条 会長は書類を審査し、登録申込者が第2条に定める会員登録要件を満たしていると認められる場合は、会員として登録し、会員証（様式2）を交付する。

2 会長は、前項の審査において必要と認められる場合は、登録申込者に対し、聞き取りや資料の提出を求めることができるものとする。

(実績報告)

第5条 会員証の交付を受けた会員は、前回報告から前年度末までの実績を実績報告書（様式3）に記入し、5月末日までに会長に提出するものとする。

(登録の変更及び退会)

第6条 会員は、次の各号に掲げる登録事項に変更があるときには、登録事項変更届出書（様式4）を速やかに会長へ提出しなければならない。

- (1) 企業・団体の名称
- (2) 代表者職氏名
- (3) 所在地
- (4) 担当者情報

2 会員は、登録を解除する場合は、退会届出書（様式5）を速やかに会長へ提出するものとする。

(会員登録の取消)

第7条 会長は、会員が次に掲げる行為を行ったとき、またはその事実が明らかになったときは、会員登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽または不正の手段により会員登録を行ったことが判明したとき。
- (3) 公序良俗に反する行為若しくは反社会的な行為があった場合など、会員として適当でないと認めるとき。

2 会長は前項の規定により登録の取消を行う場合は、理由を付して会員に通知するものとする。

3 会員が会員登録の取消を受けた場合、速やかに会員証を会長へ返納するものとする。

(登録の事務)

第8条 この要領に定める会員登録等の事務は、栃木県保健福祉部健康増進課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領制定以前に、とちぎ禁煙・分煙推進店及びとちぎのヘルシーグルメ推進店、健康長寿とちぎ応援企業に登録している事業所・団体等については、第3条の規定にかかわらず、この要領制定日をもって県民会議会員とする。

但し、この規定は会員の自主的な登録申込書提出を妨げない。

この要領は、平成30年6月28日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。